

## 1. 「実践と方針」を踏まえた今事務年度のモニタリング方針

- 先日（8月28日）、本事務年度の「実践と方針」を公表した。保険会社における今事務年度のモニタリング方針は、「顧客本位の業務運営の定着」、「持続可能なビジネスモデルの構築」及び「ガバナンスの機能発揮」をモニタリング方針の軸としている。

### 【顧客本位の業務運営の定着】

- 「顧客本位の業務運営の定着」については、代理店手数料ポイント制度や乗合承認にかかる各社の対応実態の把握等、昨事務年度に把握した諸課題への各社の対応状況を継続的にモニタリングしていく。
- また、商品審査において、これまで「保険商品審査事例集」にて募集上の留意点等も示しているところであるが、今後は、従来以上に商品の狙い・見込み顧客層、保険募集管理等の態勢整備の状況を確認していく。
- なお、商品審査の際に議論させていただく内容を明確化するための監督指針の改正案をパブリック・コメントに付したところ。
- さらに、顧客本位の業務運営の定着に向けて、商品開発部門や募集管理部門などの社内の各部門が連携して業務運営を行っていくことが重要。
- そのためには、経営レベルの議論や取組みも必要であることから、金融庁として包括的にモニタリングを行っていく。
- 一方で、最近では、一部の代理店において、保険契約の乗換え時に、必然性のない契約の二重契約や無保険期間が発生する契約を締結するなど、顧客にとって不利益となりかねない、あるいは保険に対する信頼を損ないかねない契約が多数発生しているとの報道があるところ。
- 損害保険各社が扱う商品は、主として一年更新であり、事故時の損害を補償する実損てん補型のものであるため二重契約のメリットが無いなど、商品特性上今回問題となっている事例のような不適切な契約は生じないものと考えているが、これを他山の石として、引き続き適正な保険募集管理態勢の確立に万全を期するようお願いしたい。

- 各社においては、組織内へ経営トップの理念を明確に示し、それを実現するための戦略を策定いただくとともに、営業現場において、経営理念に沿った営業がされているかを適時に把握いただきたい。

#### 【持続可能なビジネスモデルの構築】

##### （デジタルイゼーション）

- 金融庁では、昨事務年度より、デジタルイゼーションの進展が国内保険マーケットに与える影響を踏まえた保険会社の中長期的な戦略や取組み等について、大手保険会社や外部有識者との対話を開始したところ。
- こうした中、大手保険会社においては、スマホアプリによる保険加入やサービス提供、RPAやAIを用いた事務スキームなど、デジタル技術を用いた様々な新しい商品・サービスやソリューションが実用に供されつつあり、今事務年度は、こうしたデジタルイゼーションの様々な取組みが、どのように顧客利便に資するか、顧客保護等において留意すべき点はないかなど、より具体的にモニタリングを行い、各社との建設的な対話に繋げていきたいと考えている。
- また、今事務年度は、大手保険会社に加え、特定の分野に強みを持つ保険会社や、デジタル技術に長けた企業等、より幅広い視点からの意見を伺うことで、引き続き、保険マーケットの将来像や保険会社の戦略等について、当局としての理解を深めていきたいと考えている。

##### （自然災害リスク）

- リスク管理の高度化にあたっては、各社における経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化を促しつつ、保険会社を取り巻くリスクの変化や、これに対応した保険会社の行動をフォワードルッキングに分析し、機動的なモニタリングを行っていく。
- こうした中、自然災害リスクについては、昨年度は、西日本豪雨（7月）、台風21号、台風24号（9月）といった災害が連続して発生し、損害保険各社においては、迅速かつ適正な保険金の支払いに尽力することで災害からの早期復旧に寄与するなど、改めて損害保険会社の社会的使命を国民が広く認識した年であったと考えている。
- 今年も8月から9月にかけて、九州北部豪雨、台風13号、台風15号と

大きな災害が続いて発生しており、特に台風 15 号においては、関東地方の広い地域において大きな被害が発生している。

- 千葉県の一部地域については、停電に伴う災害に対する「金融上の措置」において、保険料の払込み期間の猶予や、保険金請求等の手続の簡便化・迅速化について、柔軟な対応等を要請しているところだが、千葉以外の地域においても、引き続き、迅速かつ適正な保険金の支払いにご尽力いただきたい。
- 当庁としては、昨事務年度のモニタリング結果を踏まえ、今事務年度においても、引き続き、自然災害リスクの管理態勢について、保有・出再方針にかかる経営レベルでの検討状況等をモニタリングする一方、定量指標に基づく評価手法を検討するなど当庁としての自然災害リスクにかかるモニタリング手法の高度化等に取り組む。
- また、保険金支払管理態勢については、大規模災害が頻発した昨年において各社が認識した課題への対応状況を中心に、フォローアップを行いたいと考えている。

(経済価値ベースのソルベンシー規制)

- 経済価値ベースの新たなソルベンシー規制については、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」にてご議論いただいております、6月26日の第一回会合、8月28日の第二回会合に続き、9月20日には第三回会合の開催を予定。
- 議論の様子は、会議後に議事要旨と資料を公開しますのでそちらをご覧くださいと思うが、少しだけ紹介させていただくと、
  - ・ 経済価値ベースの考え方がリスク管理の高度化や中長期的な健全性の確保に対して有効である点は広く認識されている一方、その規制としての導入にあたっては意図せざる影響への配慮が必要とのご指摘、
  - ・ ソルベンシー規制そのものに留まらず、各社における内部管理や当局のモニタリング、ディスクロージャー等も含めた健全性政策全体の観点から、多面的な検証を行っていくことが重要とのご意見、も多く聞かれたところ。

- これまでにいただいたご意見を踏まえつつ、次回以降の会合において更に議論を深めていただくことを期待。また、本有識者会議と並行して、保険会社とも更なる対話を行っていきたいと考えている。

#### 【ガバナンスの機能発揮】

- 「ガバナンスの機能発揮」については、持続可能なビジネスモデルの構築を促す観点から、取締役会等の組織が重要な経営判断の過程において、深度ある議論を行っているか、経営トップ等に対して有効に牽制・監督機能を発揮しているかなども注視する。
- 特に、海外ガバナンスについては、各社とも、買収先の経営管理を買収先の取締役等を中心として行う態勢としていると承知。これまでのモニタリングでは、海外事業に係る人材の確保・育成や、日本の本社における買収先の管理態勢を定着させることが課題であったと認識。
- 加えて最近では、買収した海外子会社自体が新たな M&A を行う社や、買収した海外子会社をグループの収益ドライバーとして位置づけ、海外子会社を通じた海外ガバナンス態勢を構築する社もあるなど、海外への比重が増し、国内本社と海外子会社の適切な責任分担を各社追求する中、経営戦略における海外事業の位置付けや、明確な投資方針の下で M&A を実施する態勢の整備はこれまで以上に重要。
- 今事務年度においては、買収後にどのような課題が生じたか、その課題に対して各社がどのような対応を行ってきているかを含め、買収後の子会社管理や収益管理等に関して、グループ全体で実効的なガバナンス機能を発揮しているかに着目しながら、大手社との対話を行っていきたいと考えている。

(以 上)